

白井市私立保育園等運営費補助金交付要綱

所管課

保育課

1 補助金の名称

私立保育園等運営費補助金

2 補助金交付の目的

私立保育園等の費用負担の軽減を図り、もって児童福祉の向上に資するため。

3 用語の定義

(1)「私立保育園等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可された保育所及び幼保連携型認定こども園、同法第34条の15第2項の規定により認可された小規模保育事業所及び事業所内保育事業所並びに同法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く。）並びに保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日付厚生労働省発子1017第5号）別紙保育対策総合支援事業費補助金交付要綱3（16）に規定される広域的保育所等利用事業を行う施設をいう。

(2)「在籍児童」とは、白井市内に住所を有する児童（事業所内保育事業所については、白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条中の表の右欄に定める数以上の定員枠（地域枠）で受け入れる児童のうち、白井市内に住所を有する児童）をいう。

4 補助対象

市内において私立保育園等を運営している者

5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

(1)別紙表中「障がい児等保育加配保育士補助事業」については、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所を除く。

(2)別紙表中「ICT化推進事業」については、認可外保育施設及び広域的保育所等利用事業を行う施設を除く。

6 補助額（率）

別紙に定める額

7 予算の範囲

補正予算による増額後の予算の範囲内

8 施行日

平成11年4月1日

9 補助金の終期

令和10年3月31日

10 改正履歴

令和元年9月1日（①用語の定義 ②別紙 補助対象事業の一部削除、文言の修正）

令和2年6月12日（①別紙 補助対象事業の追加）

※保育環境改善等事業（安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策）

令和2年7月16日（①別紙 補助対象事業の追加）

※新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業

令和2年8月4日（①別紙 補助対象経費に係る文言の追加）

令和2年12月18日（①要綱名の文言の追加 ②用語の定義の一部修正）

※新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業

令和3年7月12日（①用語の定義の一部修正 ②別紙 補助対象事業の追加）

令和4年11月14日（①補助対象外経費の追加、文言の修正 ②別紙 補助対象事業の追加）

令和5年1月24日（①別紙 補助対象経費の文言の修正、補助単価・補助算定基準の修正）

令和5年3月31日（①補助金の終期の修正）

令和5年10月1日（別紙 補助対象経費に係る文言の追加）

別紙

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助単価	補助額算定基準
国・県補助事業	保育士配置改善事業（基本分）	県「保育士配置改善事業補助金実施要綱」に定める保育士定数を超えて配置される保育士（以下の事業等で加配又は専任配置された保育士を除く。）の設置（1人）に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・国一時預かり事業 ・国地域子育て支援拠点事業 ・国主任保育士専任加算（公定価格） ・その他国加算・国補助事業 	県「保育士配置改善事業補助金交付要綱」の別表中「基本分及び1歳児配置改善分」に定める基準額	1施設あたり 補助単価×基準月数×補助対象月数計／12月
	保育士配置改善事業（特定乳幼児受入分）	県「保育士配置改善事業補助金実施要綱」に定める対象児童（※）の受け入れのため、保育士配置改善事業（基本分）に加え、更に1人の保育士を設置するに要する経費 ※対象児童 ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第5条第1項に定める知事の認定を受けた児童（同法第6条の規定により所得により手当の支給を停止されている場合を含む。） イ ア以外の児童で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に定める身体障害者手帳の交付を受けた児童 ウ ア及びイ以外の児童で、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）により療育手帳の交付を受けた児童 エ ウと同等程度の障がいがあると、児童相談所長が判定した児童 オ ア～エ以外の児童で、医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見書などの資料をもって障がいを有すると市長が認めた児童	県「保育士配置改善事業補助金交付要綱」の別表中「特定乳幼児受入分」に定める基準額	1施設あたり 補助単価×基準月数×補助対象月数計／12月
	延長保育事業	国「延長保育事業実施要綱」に定める事業（※）の実施に要する経費 ※一般型の④実施要件イ及びウに規定する標準時間認定に係る事業に限る	国「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙中「延長保育事業」に定める基準額	施設類型及び延長時間区分に応じた1事業当たり年額の補助基準額
	保育環境改善等事業（障害児受入促進事業）	国「保育環境改善等事業実施要綱」に定める障害児受入促進事業の実施に要する経費	国「保育対策総合支援事業費費補助金交付要綱」の別表中「保育環境改善等事業」に定める基準額	
	保育環境改善等事業（安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合）	国「保育環境改善等事業実施要綱」に定める安全対策事業の実施に要する経費	国「保育対策総合支援事業費費補助金交付要綱」の別表中「保育環境改善等事業」に定める基準額	1施設当たり500,000円以内 ※ただし国の補助金の範囲内とする。
	一時預かり事業	国「一時預かり事業実施要綱」に定める事業の実施に要する経費	国「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙中「一時預かり保育事業」に定める基準額	（一般型） 年間延べ利用児童数に応じた年額の基準額 （余裕活用型） 児童1人当たりの日額の基準額
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業	国「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱」に定める（2）新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業の実施に要する経費	国「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）交付要綱」の中「新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業」に定める基準額	1か所等当たり 500,000円以内 ※ただし国の補助金の範囲内とする。
	ICT化推進事業	国「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和4年度2次補正予算分）実施要綱」に定める3（1）保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入に要する経費 ただし、令和4年度に限る。	国「保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和4年度2次補正予算分）交付要綱」の別表中「保育所等業務効率化推進事業ICT化推進事業」に定める基準額	保育園等が支出した対象経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を控除した額と補助単価を比較して少ない方の額に3/4（高上げ対象となる部分は4/5）を乗じた額

市単独補助事業	運営費補助事業	<p>運営に要する経費 (ぎょう虫検査に関する経費、給食に関する経費、採暖に関する経費、寝具乾燥消毒に関する経費、賠償責任保険料、卒園記念品に関する経費、細菌検査に関する経費、食品環境検査に関する経費、施設機械警備に関する経費、内科検診・歯科検診に関する経費等の 保育園の運営に要する経費)</p>	<p>①在籍児童1人あたり月額 2,150円(法第34条の15第2項の規定により認可された小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、月額1,500円)</p> <p>②1施設あたり年額340,000円 (法第34条の15第2項の規定により認可された小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、年額166,000円)</p>	<p>①各月初日の在籍児童数×補助単価</p> <p>②1施設あたり補助単価</p>
	障がい児等保育加配保育士補助事業	<p>障がい児等(※)の受入れ促進を図るため、「保育士配置改善事業補助金実施要綱」に定める保育士定数を超過して保育士を配置する事業に要する経費 ただし、保育士配置改善事業(基本分又は特定乳幼児受入分)の交付を受ける場合は、それに加えて更に保育士を設置する場合に限る。</p> <p>※保育士配置改善事業(特定乳幼児受入分)の対象児童と同様。ただし、白井市内に住所を有する児童に限る。</p>	<p>保育士定数を超過して配置される保育士1人あたり月額86,400円</p> <p>※ただし、定員60人以下の施設は1人、定員61人から90人までは2人、定員91人から120人までは3人、定員121人以上は4人を限度とし、他の補助(保育士配置改善事業の基本分及び特定乳幼児分を含む)の対象となる者を除く。</p>	<p>保育所等が支出した対象経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を控除した額と補助単価を比較して少ない方の額</p>
	新型コロナウイルス感染症対応心地方創生臨時交付金活用事業	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の実施に要する経費 (報酬、給料、報償費、賞金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金) ただし、令和3年度に限る</p>	<p>保育所及び認定こども園：1施設当たり500,000円 小規模保育所及び認可外保育所：1施設当たり250,000円</p>	<p>保育所及び認定こども園：1施設当たり500,000円 小規模保育所及び認可外保育所：1施設当たり250,000円</p>
	ICT化推進事業	<p>ICT化推進に要する経費(報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、工事請負費、備品購入費。国「保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)(令和4年度2次補正予算分)実施要綱」に定める3(1)保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入に要する経費を除く。) ただし、令和4年度に限る。</p>	<p>1施設当たり785,000円 ただし、国・県補助事業のICT化推進事業による補助を受ける場合は、その補助金額を785,000円から引いた額。</p>	<p>保育園等が支出した対象経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を控除した額に3/4を乗じた額と補助単価を比較して少ない方の額</p>